

# 2018年度国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言

2017年6月 中小企業家同友会全国協議会

## 1. 中小企業憲章を国会決議とし、その内容を実現する

(1) 政府が閣議決定した中小企業憲章を国民全体の認識とし、その内容を実現するために、次のことを要望する。①中小企業憲章を国民の総意とするため、国会決議をめざす。②中小企業を軸とした経済政策の戦略立案などを進めるため、首相直属の省庁横断的機能を発揮する会議体を設置する。③中小企業担当大臣を設置する。④中小企業庁の中小企業省への昇格。⑤6月に「中小企業の日」や「中小企業月間」を設ける。

## 2. 公正・公平な税制を目指して

(1) 消費税率の10%への引き上げは2019年10月へ再度延長されたが、実施すれば消費の停滞を招き不況のさらなる長期化を招くことから引き上げは凍結する。また「軽減税率」導入による事務負担は中小・小規模企業に傾斜的に重いものとなるものであり事務処理増加となる措置を凍結すべきである。

(2) 配偶者控除等の見直しについては、総合的な視点で購買力向上のための人的控除の拡大をはかるべきである。配偶者控除に留まらず、所得税課税では、憲法14条・25条に基づいた「応能負担原則」・「最低生活費非課税」に立ち返り、見直しを図るべきである。

(3) 事業承継猶予制度として次を実施する。①事業用資産については通常の評価額とは別に「事業承継価額」(相続株式の納税猶予と同様に8割の減額評価)で評価、②事業承継者は事業用資産を「事業承継評価額」で評価した税額を納付し、通常の評価額で評価した場合の税額との差額を猶予、③5年以内に事業廃止した場合は当該差額を納付し、5年以上事業を承継した場合には当該差額を免除。

(4) 政府税制調査会の委員・特別委員の構成に占める中小企業者の割合(1~2名)が極端に低い。わが国経済の根底を支える中小企業の現状をその答申等に反映させるためにも、政府税制調査会の構成メンバーに中小企業の代表を増員することを強く要望する。

(5) 事実上の法人税負担率は、大企業(資本金10億円以上と連結法人)が19.6%、中堅企業(資本金1億円以上で10億円未満)が27.6%、中小企業(資本金1億円未満)が25.5%(2010年)となっている。中小企業には一部軽減税率が適用されているにもかかわらず、大企業よりはるかに高い税負担率である。速やかにこの歪みを是正し応能負担を原則とし、そこに法人税減税の財源を求める。

## 3. 中小企業が地域で仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

(1) トライアル発注制度に関する「官公需における発注事例」(中小企業庁)を一部の事例掲載にとどめず、地方公共団体が講じているすべての事例を収集し載せること。またトライアル発注制度の効果の増幅をめざし、認定された商品は通常の競争入札制度ではなく随意契約により行政の機関が購入できるようにしたり、認定商品にはトライアル発注商品認定マークを表示するなど、実施すること。

(2) 海外展開・進出、撤退をめぐる中小・小規模企業のニーズは幅広い。金融、法律、税制、現地の信用情報、マッチングなど多彩なニーズに対し、ワンストップで相談できるネットワーク組織の構築を要望する。特に東アジア・アセアン地域に対応した組織が急がれる。日本貿易振興機構(ジェトロ)の人員と機能を強化・拡充し、中小企業の海外展開支援を中心業務とした機関に改編する。

## 4. 安心して働ける社会保障・労働環境の整備を

(1) 厳しさを増す経営環境の中での社会保険料の従業員と事業主の負担の増大は中小企業経営を直撃する。協会けんぽの財政は悪化し、保険料率は10%(全国平均)で推移している。また、大企業

の健保組合や公務員の共済組合との保険料率の差の縮小が求められる。協会けんぽへの国庫補助率は、健康保険法の本則上限の20%へ引き上げ、中小企業の負担軽減を図ること。

(2) 中小企業の労働時間短縮については、自企業の企業努力だけではなく関連企業・業界の協力、取引慣行等の転換が要件となることから次の実施が必要と考える。①省力化投資等に積極的な支援策を講じる、②取引慣行を見直して業種ごとに労働時間短縮を促進する施策を行う、③発注方式等取引改善指導事業、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の運用強化等、労働時間短縮のために下請取引適正化施策の一層の強化を図る。

## 5. 中小企業憲章に基づく教育環境の重視、人材確保支援、就職活動のルールについて

(1) 中小企業憲章に基づき、学校教育等では中小企業の最新の実態に基づいた正確な姿を教えること。その一環として中小企業の経営者を授業の講師とすること及び教師が中小企業の現場で研修することを積極的に計画すること。徳島県教育委員会が新任教員を対象に、県中小企業家同友会の会員企業等での職業体験を導入していることなどを参考にすること。

(2) 建設業と製造業での専門人材不足が深刻化している。職業訓練プログラムと失業給付制度を充実させることで職とスキルのミスマッチの減少を達成したデンマークに学び、日本でも若者に対する職業訓練と失業給付制度等のセーフティーネットを抜本的に充実するなど、若者の就労支援を強化すること。中小企業の労働市場への人材供給を促進し、ものづくり産業基盤の維持を図る。

(3) 一部経済団体が就職活動ルールを主導する現在のあり方に問題がある。政府・企業・学生・大学の幅広い代表が参加できる協議の場をつくり、規範意識を醸成し、ルールの実効性をはかること。中小企業の実態と声がルールづくりに反映されることを重視して取り組むこと。

(4) 中小企業で5年以上就業した学生の奨学金返済について特段の便宜を図る措置をとる。大学の授業料引き下げと欧米水準の給付型奨学金制度の整備をはかる。兵庫県は奨学金の返済に苦しむ若者を雇っている中小企業に対し、返済額の一部を補助する新制度を2016年10月に始めると発表。補助額は1人あたり最大で年に6万円を支給するという。こうした自治体を支援すること。

## 6. エネルギーシフトで持続可能な社会を創造する

(1) 持続可能な循環型社会をつくるため、省エネルギーと再生可能エネルギーの開発・転換及び原発の計画的廃炉化をめざす上で大きな役割を担う中小企業を位置づけ、エネルギー自立化をめざすこと。

(2) 固定価格買取制度をめぐり2017年4月から「改正FIT法」が施行されたが、電力会社の接続義務規定が削除されてしまった。ドイツ再エネ法は上位系統の増強を電気事業者の法定義務としているが、日本でも再生エネルギーを優先接続・優先給電する仕組みを構築すべきである。加えて、電力・ガス取引監視等委員会の権限および能力を抜本的に強化することが必要である。

(3) 住宅・ビルのゼロエネルギー化の推進にあたっては、個々の建築物のZEHガイドラインとともに、周辺の住宅やビルなどで小規模分散型の電気と熱エネルギー供給をコージェネレーションシステムの導入が必要である。災害復旧・整備におけるグループ補助金のように地域ごとでのゼロエネルギー化や省エネ改修、コージェネレーション導入を支援すること。

## 7. 「金融仲介機能のベンチマーク」継続性の担保に向けて

金融庁「金融仲介機能のベンチマーク」が公表された。今回、対象外となっているメガバンク等大手銀行についても、その役割にふさわしく中小企業や地域経済に対する貢献を促進するための指標を検討すること。「金融仲介機能のベンチマーク」の継続性を担保する意味でも、円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度、「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」(仮称)を法制化すること。以上